

◎所得について

種類	内容	所得金額の計算方法
営業等	卸・小売業、製造業、飲食業、建設業、大工、生命保険外交員、サービス業などの事業所得	<p>【所得金額】 = 【収入金額】 - 【必要経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入金額 …令和7年中に収入となることが確定した金額（売上金、現物収入、雑収入）</li> <li>・必要経費 …収入を得るために必要な経費（仕入額、雇人費、公租公課、地代、家賃、修繕費、減価償却費など）※不動産の収入には、未収家賃も含みます。</li> </ul>
農業	農業物生産、果樹栽培、農家が兼業する家畜飼育等による所得	
不動産	地代、家賃、貸駐車場などから生じる所得	
配当	株式、出資配当金、剰余金などによる所得	<p>【所得金額】 = 【収入金額】 - 【必要経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入金額…手取額ではなく税金を源泉徴収する前の金額</li> <li>・必要経費…株式などを購入する為に借り入れた借入金の利子</li> </ul>
給与	給与、賞与、俸給、賃金などによる所得	<p>【所得金額】 = 【収入金額】 - 【給与所得控除】</p> <p><a href="#">給与所得控除額早見表参照</a></p>
公的年金等	厚生年金、国民年金、農業者年金、共済年金、恩給などの所得	<a href="#">公的年金等の所得金額計算表参照</a>
業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得	<p>【所得金額】 = 【収入金額】 - 【必要経費】</p>
その他	原稿料、講演料、印税や個人年金などによる所得	<p>【所得金額】 = 【収入金額】 - 【必要経費】</p>
総合譲渡	機械器具、書画骨董、車両、ゴルフ会員権等の譲渡による所得	<p>【所得金額】 = 【収入金額】 - 【必要経費】 - 【特別控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別控除は、収入から必要経費を差し引いた金額が、 ◎50万円未満ならばその金額 ◎50万円以上ならば、50万円</li> </ul> <p>※長期・短期両方ある場合は、まず短期から特別控除を引き、その額が50万円に満たない場合は、その差分を長期譲渡から差し引きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時所得の特別控除は、総合譲渡と同様です。</li> </ul> <p>※課税される所得金額は、総合譲渡と一時所得をあわせて計算します。</p> <p><a href="#">短期譲渡所得 + { (長期譲渡所得 + 一時所得) × 1/2 }</a></p>
一時	生命保険契約に基く一時金、払戻金、懸賞当選金などの所得	

◎所得金額調整控除について

令和3年度より、市民税・県民税が下記に該当する場合は給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次の①から③のいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、以下の計算式で算出される所得金額調整控除額を給与所得から控除する。

- ①本人が特別障害者に該当する者
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者

所得金額調整控除額

{給与等収入の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）-850万円} × 10% （控除額に1円未満の端数があるときはその端数を切り上げ）

※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

(2) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において、次に該当する者の総所得金額を計算する場合に、以下の計算式で算出される所得金額調整控除額を給与所得から控除する。

対象者：給与収入に係る給与所得があり、かつ公的年金に係る雑所得の金額がある者でその合計金額が10万円を超える者

所得金額調整控除額

{給与所得控除後の給与所得額（10万円を超える場合は10万円）+公的年金等所得控除後の公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合は10万円）} - 10万円

※上記（1）の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。

◎控除について

種類	内 容
雑損控除	<p>あなたや生計を一にする親族が、災害や盗難、横領などにより、住宅・家財・現金などに損害を受けた場合</p> <p>I (損失金額-保険などの補てん額) - 総所得金額 × 1/10</p> <p>II (災害関連支出の金額-保険などの補てん額) - 5万円</p> <p>… IかIIのどちらか多いほうの金額が控除額となります。</p>

医療費控除	あなたや、生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合	(支払った医療費－保険などの補てん額)から総所得金額の5%か10万円のどちらか少ない方を差し引いた残りの金額が控除額となります。
-------	--------------------------------	--

社会保険料控除	あなたや生計を一にする親族が負担すべき社会保険、介護保険、国民年金、農業者年金などの保険料や国民健康保険税を、その年中にあなたが支払った場合、支払った全額が控除額となります。	
---------	---	--

小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った小規模共済掛金（旧第二種共済掛金を除く）や心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金がある場合、支払った全額が控除額となります。	
--------------	--	--

生命保険料控除	あなたや親族を受取人とする生命保険契約、個人年金契約、平成24年1月1日以降に契約した介護医療保険契約等に係る保険料または掛金を支払った場合	旧契約（平成23年12月31日以前に契約）※一般生命保険、個人年金に適用
		支払保険料 計算方法
		15,000円以下 支払保険料等の全額
		15,001円～40,000円 支払保険料等×1/2+7,500円
		40,001円～70,000円 支払保険料等×1/4+17,500円
		70,001円以上 一律35,000円
		※旧契約分の適用限度額 35,000円
		新契約（平成24年1月1日以降に契約）※一般生命保険、個人年金、介護医療保険料に適用
		支払保険料 計算方法
		12,000円以下 支払保険料等の全額

地震保険料控除	あなたや親族を受取人とする損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合	支払保険料 計算方法
		50,000円以下 支払い保険郎等の全額
		50,001円以上 一律25,000円
		旧長期損害保険料（平成18年末までに締結した保健期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）
		支払保険料 計算方法
		5,000円以下 支払保険料等の全額
		5,001円～15,000円 支払保険料×1/2+2,500円
		15,001円～ 一律10,000円
		一つの控除証明のなかに地震保険料と長期損害保険料の両方が記載されている場合はどちらか一方有利なほうを選択できます。ただし控除証明が複数ある場合はそれぞれ有利なほうを選択し、合算します。※両方合算の場合、限度額は25,000円です。

種類	内 容	控除金額
ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で次の①から③のいずれにも該当する方 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（※1）がいること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※2）がいないこと ※1 生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされた者を除く ※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」などと記載されている者のこと あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻（未届）」などと記載されている場合は、その世帯主の者のこと	30万円
寡婦控除	「ひとり親」に当たらない方で次の①から③のいずれにも該当する方 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 以下のいずれかに該当すること ・夫と死別した後婚姻していない方又は夫が生死不明などの方 ・夫と離別した後婚姻していない方で、扶養親族（※3）を有する方 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※2）がいないこと ※2 はひとり親の説明に同じ ※3 合計所得金額58万円以下で、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされていない者	26万円
勤労学生控除	あなたが大学、高校、各種学校などの学生または生徒で、前年中の合計所得金額が85万円以下であり、労働によらない所得金額が10万円以下の方	26万円

障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族で、以下のような方 ①身体障害者手帳や、戦傷病者手帳をもらっているなど、精神や身体に障害のある方 ②65歳以上の要介護認定された方で、市町村長から障害者控除対象者の認定を受けた方	26万円	
特別障害者控除	上記に該当し、重度精神障害者、身体障害者手帳1・2級及びこれに準ずる方	30万円	
同居特別障害者控除	上記の特別障害者控除に該当し、かつその特別障害者と同居である方	53万円	
配偶者(特別)控除	令和7年12月31日(年の途中で死亡した方は、その死亡日)現在、あなたと生計を一にする配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除 <b>配偶者(特別)控除額表参照</b>		
扶養控除	令和7年12月31日(年の途中で死亡した方は、その死亡日)現在、あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で、前年中の合計所得金額が58万円以下の方(事業専従者の方は該当しません。)	一般 H19.1.2以後生まれ～H22.1.1以前生まれ 16歳以上19歳未満 33万円 特定 H15.1.2以後生まれ～H19.1.1以前生まれ 19歳以上23歳未満 45万円 一般 S31.1.2以後生まれ～H15.1.1以前生まれ 23歳以上70歳未満 33万円 老人 S31.1.1以前生まれ 70歳以上 同居老親等以外 38万円 同居老親等 45万円	
特定親族特別控除	令和7年12月31日(年の途中で死亡した方は、その死亡日)現在、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない方 <b>特定親族特別控除額表参照</b>		
基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除 <b>基礎控除額表参照</b>		

**※控除を受けるためには、証明書が必要となります。**

#### ●給与所得控除額早見表

給与等の収入金額		給与所得控除額
1,900,000円以下		650,000円
1,900,000円超～3,600,000円以下		収入金額×30%+80,000円
3,600,000円超～6,600,000円以下		収入金額×20%+440,000円
6,600,000円超～8,500,000円以下		収入金額×10%+1100,000円
8,500,000円超		1,950,000円

\*給与所得者・年金所得者で給与・年金以外に所得がある方は納付方法が選択できます。  
申告書裏面の「給与の公的年金等にかかる所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法」欄にご記入ください。

#### ●公的年金等の所得金額計算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等の雑所得金額		
		公的年金等の雑所得以外の所得にかかる合計金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳未満 (昭和36年1月2日以後生まれ)	130万円未満	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円
	130万円以上410万円未満	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ)	330万円未満	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円
	330万円以上410万円未満	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円

\*計算上、マイナスが出れば0円になります。

遺族年金・障害年金等は非課税所得です  
ので金額は記入しないでください。  
(申告書裏面の「その他の事項」へ記入  
してください。)

●配偶者(特別)控除額表

控除の種類	申告者(あなた)の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円越え 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	配偶者の合計所得金額	58万円以下 (下段は老人控除対象配偶者:昭和31年1月1日以前生)	33万円	22万円	11万円
			38万円	26万円	13万円
		58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
		95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
配偶者特別控除		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
		133万円超	適用なし		

●特定親族特別控除額表

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	45万円
85万円超 90万円以下	45万円
90万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円
123万円超	適用無し

●基礎控除額表

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用無し